

会議録

令和8年第1回更別村議会定例会

第4日（令和8年3月17日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第42号 令和8年度更別村一般会計予算の件
- 第 3 議案第43号 令和8年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 4 議案第44号 令和8年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 5 議案第45号 令和8年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第46号 令和8年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第47号 令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 8 村政に関する一般質問
- 第 9 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長 8番	織田 忠司	副議長 7番	高木 修一
1番	太田 綱基	2番	安村 敏博
3番	斎藤 憲	4番	尾立 要子
5番	小谷 文子	6番	荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西山 猛	副 村 長	大野 仁
教 育 長	宝輪 祐子	代表監査委員	笠原 幸宏
総務課長	末田 晃啓	総務課参事	小寺 誠
企画政策課長	本内 秀明	企画政策課参事	今野 雅裕
産業課長	高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥
建設水道課長	石川 亮	保健福祉課長	新関 保
子育て応援課 課 長	酒井 智寛	診療所事務長	岡田 昌展
教育委員会 教育次長	伊東 秀行	学校給食 センター所長	小林 浩二

農業委員会 川上 祐明
事務局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 佐藤 敬貴
書 記 村田 弘治

書 記 庄野 結香

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第42号ないし日程第7 議案第47号

- 議長 長 日程第2、議案第42号 令和8年度更別村一般会計予算の件から日程第7、議案第47号 令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第42号 令和8年度更別村一般会計予算の件から議案第47号 令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号から議案第47号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

3月16日に引き続き審議を続けます。
一般会計歳入予算の審議に入ります。歳入も款ごとに進めます。
款1 村税に入ります。
補足説明を求めます。
末田総務課長。

- 総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明を申し上げます。
補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
8ページを御覧ください。款1 村税、項1 村民税、目1 個人は、予算額2億5,549万4,000円で、前年度比較569万3,000円、2.18%の減となっています。前年の所得状況を見込み、計上しております。
目2 法人は、予算額2,592万4,000円で、前年度比較265万3,000円、11.4%の増となっています。前年の法人の所得状況を見込み、計上しております。

項2目1固定資産税は、予算額3億2,721万6,000円で、前年度比較598万2,000円、1.8%の減となっております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額29万9,000円で前年度と同額です。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係る固定資産税相当分を計上しております。

項3目1軽自動車税は予算額1,458万円で、前年度比較58万3,000円の増、目2軽自動車税環境性能割は予算額12万4,000円で、前年度比較70万9,000円の減により計上しております。軽自動車税環境性能割は本年3月31日をもって廃止されるため、令和8年2月及び3月に取得する軽自動車に係る環境性能割を計上しております。

9ページを御覧ください。項4目1たばこ税は、予算額2,408万9,000円で、前年度比較55万7,000円の増により計上しております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款1村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 村税の関係でちょっと確認をさせてください。

本年度の予算は予算として計上しているのですけれども、滞納繰越分の関係の捉え方をもう一度、前回もちろっと質問させていただきましたけれども、考え方を示していただければというふうに思っております。個人及び固定資産税については残念ながら滞納金が発生しているということで、法人税はないのですけれども、それらに対する計上の仕方と方針について、実態的な今の関係、決算まだ最終決算でないですので、未納分はまだ確定はしていませんけれども、従来までの未納分も含めた中での対応とその処理の方法について確認だけさせてください。よろしく願いいたします。

(何事か声あり)

○議 長 安村さん、未納が現在あるやつの対応の仕方でしょう、8年の。

○2番安村議員 未納も含めた計上の仕方と在り方です。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまご質問にありました税の滞納状況の関係です。まず、今までの対応方法なのですけれども、従来ご説明をしておりますが、滞納者があればその都度電話なり住宅のほうに訪問して徴収をやっていくということになっております。徴収を何とかいただきたいということで頑張っているのですが、残念ながら滞納になっている方が数名いらっしゃいます。その方は、滞納の経緯としては支払い計画書ですか、月々幾ら払うという、そういった誓約書に基づいてその方の支払いを計画をするわけなのですが、新年度の予算の見方としましては現在滞納されている方、数名の方がいらっしゃいますが、その方の実額といいますか、その額を想定をして計上していると。あくまで滞納者が増えるというような予算は見えていないのです。あくまでも現時点滞納されている方、繰越しされ

ている方の分をまず予算を見ているということです。

その方の今後の対応方法としましては、まず住民税に関しては、過去から一生懸命頑張ってやっけてはいるのですけれども、なかなかお支払いいただけない方については、新年度については滞納整理機構のほうに引継ぎをしまして徴収していただきたいということで今考えております。また、固定資産の関係でございますけれども、固定資産も実は数名の方いらっしゃいます。ただ、その数名の方は残念ながらお亡くなりになって、その建物等、土地等です、そこが今その所有者に、死亡しているのですけれども、その所有者に税が賦課されて滞納がそのままになっていると。そういう事情もありまして、裁判所のほうと今協議をしまして清算人を選定し、その住宅のほうも公売をかけて売却をすると、そういった形で今進めているところであります。見通しとしましては、現時点では何とか買い手が見つかりそうだということで今進めております。そういう意味では新年度、ちょっと話戻りますけれども、新年度予算についてはあくまで現在の滞納されている方についての実額を計上していると、そういうことでございます。

以上です。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ご説明ありがとうございました。实际的に確認したかった時点は、繰越滞納分の計上の仕方がどうなのかという部分がちょっと疑問であったものですから質問させていただきました。誤解のないようお願いしたいと思います。

実質的には一般会計、一般というか、一般企業であれば当然未収金というか、未納金についてはそれなりの正しい繰越しの評価というのがなされるのですね、一般的には。ただ、実質的には現実的には最終的には決算見ていないので、滞納額がどのぐらいかというのは推定でしかないのですけれども、やっぱり長期にわたる滞納も含めてという形になるとどこまで計上すべきなのかという部分がちょっと疑問として残るのではないかなという意味で質問をさせていただきました。いずれにしても、大事な財源でのものですから、やっぱり公平性も図るという意味でもそこはきちっと何らかの形で明記した中でいくのが僕は正しいのではないかというふうに個人的には考えていますので、より一層の努力をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 意見として受け止めてよろしいでしょうか。

ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8環境性能割交付金、款9地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、10ページを御覧ください。款2 地方譲与税、項1 目1 地方揮発油譲与税は、予算額2,607万2,000円、前年度比較574万3,000円の減となっています。ガソリン税の暫定税率が令和7年12月31日をもって廃止されたことから、地方揮発油譲与税は減額が見込まれております。

項2 目1 自動車重量譲与税は、予算額9,415万2,000円、前年度比較16万4,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項3 目1 森林環境譲与税は、予算額550万8,000円、前年度比較13万2,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

11ページを御覧ください。款3 項1 目1 利子割交付金は、予算額17万9,000円、前年度比較2万6,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

12ページを御覧ください。款4 項1 目1 配当割交付金は、予算額155万6,000円、前年度比較15万5,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページを御覧ください。款5 項1 目1 株式等譲渡所得割交付金は、予算額189万3,000円、前年度比較38万9,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページを御覧ください。款6 項1 目1 法人事業税交付金は、予算額594万8,000円、前年度比較45万3,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

15ページを御覧ください。款7 項1 目1 地方消費税交付金は、予算額7,394万4,000円、前年度比較で103万円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

16ページを御覧ください。款8 項1 目1 環境性能割交付金は、予算額1,000円、前年度比較1,112万円の減となっています。環境性能割交付金は、制度自体の廃止に伴い大幅な減少が見込まれますが、精算分の交付があり得ることから1,000円のみ計上しております。

17ページを御覧ください。款9 項1 目1 地方特例交付金は、予算額2,040万円、前年度比較1,795万6,000円の増となっています。個人住民税減収補填特例交付金176万7,000円のほか、新たに自動車税減収補填特例交付金1,293万1,000円、軽自動車税減収補填特例交付金62万5,000円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金507万7,000円を計上しております。

項2 目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、予算額12万6,000円、前年度比較70万2,000円の減となっています。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う減収分を補填するために交付されるものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議 長 款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までを終わります。

款10 地方交付税、款11 交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページを御覧ください。款10項1目1地方交付税は、予算額23億円、前年度比較で1億円の増となっています。説明欄、普通交付税は21億円で、令和8年度地方財政対策によれば地方交付税総額は前年度と比較して1兆2,274億円増の20兆1,848億円を確保することとされており。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として交付されるもので、前年度と同額の2億円を計上しております。

19ページを御覧ください。款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算額50万6,000円、前年度比較で5万6,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金を終わります。

款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページを御覧ください。款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算額1,857万5,000円、前年度比較292万円の減となっております。道営畑総担い手育成事業更別第2地区分担金で525万円の増となりましたが、前年度計上いたしました同事業第3地区分担金810万円は皆減となりました。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算額240万円で前年度と同額です。学童保育所入所者費用徴収金を入所者数の見込みを勘案して計上しております。

目2教育費負担金は、予算額684万3,000円、前年度比較33万4,000円の増となっています。中札内村から収入する指導主事共同設置負担金を計上しております。

21ページを御覧ください。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算額1,477万5,000円、前年度比較164万4,000円の増となっています。前年度の実績等を勘案し、更別憩の家使用料21万3,000円、老人保健福祉センター使用料93万3,000円、ふるさと館使用料61万3,000円をそれぞれ増額して計上しております。

22ページを御覧ください。目2民生使用料は、予算額1,699万8,000円、前年度比較146万8,000円の増となっています。前年度の実績等を勘案し、福祉の里総合センター給食部門利用料10万6,000円、生活支援ハウス居室利用料46万8,000円をそれぞれ増額し、新たに福祉ホーム居室利用料89万4,000円を計上しています。

目3衛生使用料は、予算額31万円、前年度比較5万1,000円の増となっています。火葬場、墓地の使用料を計上しております。

目4農林水産使用料は、予算額502万7,000円、前年度比較137万8,000円の減となってい

ます。牧場入牧使用料を入牧希望頭数調査の結果により計上しております。

目5 土木使用料は、予算額7,701万1,000円、前年度比較2万9,000円の減となっています。23ページを御覧ください。公営住宅使用料を98万円増額し、特定公共賃貸住宅等使用料を100万円減額して計上しております。

目6 教育使用料は、予算額439万円、前年度比較157万1,000円の増となっています。認定こども園上更別幼稚園の保育料を178万8,000円増額により計上したことが主な要因となっています。

項2 手数料、目1 総務手数料は、予算額146万8,000円で前年度と同額です。戸籍住民票等手数料、住民票等コンビニ交付発行手数料などを計上しております。

24ページを御覧ください。目2 衛生手数料は、予算額1,093万3,000円、前年度比較43万3,000円の減となっています。し尿処理手数料を41万7,000円の減により計上しております。

目3 農林水産手数料は、予算額1万4,000円、前年度比較3,000円の減となっています。現況証明手数料、営農証明手数料等を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 22ページ、目4の農林水産使用料、村営牧場の入牧料ですけれども、入牧希望頭数と想定している平均の滞在というか入牧日数について教えていただければと思います。お願いします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 牧場入牧使用料の関係ですが、本年、8年度の予定としましては165頭を155日の入牧率0.81を掛けまして求めているというふうな形になります。それで得られた数字がこのような予算になっているところでございます。よろしくお願いします。

(「関連して」の声あり)

○議 長 7番、高木さん、関連でお願いします。

○7番高木議員 この牧場の関係ですが、例年入牧料が、使用料がどんどん減っていく中で、一時期村のほうでもいろいろな対応を考えたり、酪農の方々と検討したり、カーフセンター等といろいろな打合せもしながらの調整をここ二、三年ずっとしてきているのだとは思いますが、歳出のほうでも牧場の管理等も含めて予算減少している中で、今後の村の牧場の在り方という方向性というものについていろいろと検討しているのか、その辺ちょっと確認だけさせてください。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 村営牧場の管理運営についてですが、議員ご指摘のとおり使用料等が、入牧頭数が減少しているというふうなところもございまして減少しておりますし、経費についてはいろいろと、やはり人件費、資材の高騰などもあって上がっていったというふう

なところでございます。入牧頭数の確保等についていろいろと努力もしているところですが、なかなか預け入れ農家さんのほうで急遽入れることができなくなったりとかということでこのような状況が続いているところでございます。ただ、酪農関係の支援という部分では村営牧場の維持というのは必要なものというふうに考えているところございまして、村内の預託施設とかとなるべく連携をしてこの事業を進めていければなというふうなところですが、これとって解決策というか、そういうのは出てきているところではないところでございますので、今後とも関係機関と調整をして、この村営牧場の維持管理について改善できるところは改善していくというふうなことで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 近年他の町村の牧場と、そういうところも活用する人たちもいて、いろいろな連携もある中で、これだけ諸経費等が高騰している中で、さらに今年度はもっと上がっていくのだろうというところもあり、管理状況の対応も結構厳しい状況になってきている中で、他町村との連携みたいな部分については検討されているのでしょうか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 他町村との連携という部分については、現在のところは検討している状況にはございません。あくまでも村内というか、村内の利用者の掘り起こしだとか、もしくは経費の節減等で対応をと考えているところですが、立ち行かなくなればそういったことも必要なかもしれませんが、現在のところはまだ検討に至っている状況ではございません。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 21ページ、目1総務使用料の説明欄のふるさと館使用料なのですけれども、今年度は61万3,000円の増ということで利用者が本当に増えていて、予定表なんか見てもほぼフルで入っている状況にあって大変喜ばしいところなのですが、これ最近の光熱費の価格高騰とか、そういったところに対しての費用対効果という面で、特に村外利用者に対してはもうちょっと料金を値上げしてもいいのではないかなという考えもあるのですけれども、この辺の見直しの考えについてももう少し答弁願えればと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 ふるさと館の使用料の関係でございますが、使用料等の見直しにつきましてはある一定時期において見直し等を行っているところなのですが、現状の中で現在の使用料の設定というふうになっているところございまして、村外の部分だけ特別上げるというふうなことについてもなかなか、今までの流れに沿って値上げ等を考えていくべきかなというふうに思っておりますので、使用料等の見直しの際に必要なであればそういった対応も考えたいと思いますが、村外の方だけ云々というのはなかなかちょっと難しい部分もあるのかなというふうに思っておりますので、今後の使用料の見直しの際に検討すべきかな

というふうに考えているところでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今村外の利用料金だけというのはというのはちょっと疑問符がつくなと思うところがあるのですけれども、なぜかというところにいくと、どうしてもトレーニングセンターは委託していますよね。そういったところで利用客がどんどん増えていて需要が増えている、そしてまた村外の利用も結構増えていたりして、特に冬場に関して言うと子どもたちが運動しようとか何かしようと思ったときの場所がないということが結構あるのです。そういったことも考えると、そして今の予約状況とかを見ていると本当ほぼふるさと館に関してはフルでいいことなのですけれども、そしてそれが大きく何時間も取られたりして結局ふるさと館が使えないよとか、でも子どもたちはその間、村内の子どもたちはどこへ行けばいいのって、車があるわけでもないし、自転車に乗れるわけでもないしということで、では何がいいのかというと、村内にもうちょっと変わった村内優先に使える施設はあるのかということで考えれば、検討する余地はあるとは思いますが、現在そういったところは打開策はないというところで、では料金、その辺、価格高騰とか、そういったことも考えれば見直しの必要性はある、そしてましてや大人の料金を上げる分にはあれかもしれないですけれども、子どもたち自分たちで働いているわけではありせんし、ということを考えればその辺の目線はもう少し、もっと上げてもいいのかなというところもあるのですが、改めていかがでしょうか。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議 長 再開いたします。

高橋産業課長。

○産業課長 使用料等については、今議員から言われたようなこともございますので、今後状況を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 22ページ、目2民生使用料、説明欄の一番下になりますけれども、福祉ホーム居室利用料ということで89万4,000円見込んでおりますけれども、これの算出根拠についてもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉ホームの居室利用料ということで、4月から新たに始まる施設ということですので。入居者分、それと体験入居ということで2段階で予算計上させてもらっております。居室につきましては、区分がいろいろあるのですが、想定としては月9,700

円プラス管理料の5,000円ということで1万4,700円の当初一応5名ということで予算的には見ております。6月からの予定をしておりますので、10か月分ということで73万5,000円と。それと、体験入居につきましては、想定ですけれども、月7日の1泊2日で1,900円と設定しておりますので、その12か月分ということで15万9,600円と。合計して89万4,000円というようなことで、あくまでも予算上そのような想定で計上させていただいております。

○議 長 6番、萩原さん。

○6番萩原議員 ご答弁ありがとうございます。この福祉ホームについては村民待望の施設ということで4月からオープンいたします。そして、この施設、入居したら、要するに入れ替わりが激しい、そういう住宅ではなくて、入ったら高齢者になるくらいまで利用されるのかなということを考えた場合に、あくまで村民の施設だということを考えれば無理して満室にする必要はないなと僕は思っているのですけれども、その関係で例えば満室にするために他町村から入居者を募るとか、そういうことは僕は決してあってはならないことだと思っておりますけれども、その入居に係る部分に対して選定というか、入居者を選考する中でどのような部分に気をつけて選考されるのかという部分について考えれば説明したいと思えます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 入居に関しては様々な条件は当然、手帳ですとか、いろいろと要件があるかと思えます。一応条例上は村内の方は当然ですけれども、プラス村の事業所に勤められている村外の方も、入居対象にはしておりますので、入り口としてそこでの選別はなかなかしづらいかなど。入居条件としては該当してきますので、入居の応募状況を見ながらということになると思えます。ですので、入居者、いろんな施設がなかなか空きがあるかどうかというようなご意見をよくいただくのですけれども、要は利用に該当する方へ入ってもらうということですから、無理して満室にする、満室になればそれはそれでいいのでしょうか、そうは思っておりませんので、あくまでも入居に該当する方ということですが、この施設は残念ながらグループホームということで当初は計画していたものがなかなかできなくて20年たったということで、現状に合わせて施設を整備しておりますので、いろんなスタッフも含めてサービスが充実しているというようなことにはなっておりませんので、基本的には自立して生活できる方でおかつこの施設をステップとして公営住宅ですとか、一人で自立できるということが一応願いとしては想定している施設でありますから、結果的には長くなるとか、いろんな想定はあるのですけれども、恐らく入居される方の特性によっては逆になじめないこともあるのかもしれないというようなことで、新たに始まる施設で申し訳ないですけれども、こちらも非常にその部分は手探り状態というのが本音にはなっております。ただ、利用される方がやっぱり地域で安心して生活できるような、そういう援助の体制は取っていきたいと思っておりますので、入居の選考に当たっては、先ほど言ったように入り口としては当然手帳を持ったりんな

り障害をお持ちの方とはなりますけれども、あとは実際の自立度とか、いろんなものを想定して、一応本人からも聴取というか、状態の聞き取りだとかもしながら、こちらのほうでも介護支援の事業所としてケアプランだとか立てる専門職もおりますので、そういう方々とも見ながら、ご本人の状況、家族の状況見ながら入居選定進めたいと思っております。

当面7戸が入れるということですが、一応予算上は5戸というようなことで、これから募集かけるものですから、実際に入居にまで至るかどうかということも本当にここは未知数なことがあります。親御さんの気持ち、思いと実際に入居される方の状況だとか、いろんな状況が絡み合うものですから、そこは未知数になりますけれども、何せせっかくできた施設ですので、最大限の効果というか、利用が図られるように努めたいと思いますので、無理して何かをするだとか、無理して排除するだとか、そういうことはなしにフラットな状態で利用できるような施設にしていきたいなということで考えております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 23ページ、目6教育使用料、認定こども園使用料の説明欄、認定こども園上更別幼稚園保育料の330万6,000円ということなのですが、今年度、令和7年度の当初につきましては151万8,000円ということで約半分くらい、今回倍になったということなのですが、その辺についてもう少し詳しい補足説明いただきたいと思えます。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 村では多子世帯の保育料軽減事業というのを行っていますけれども、一旦保育料を納めていただく3号認定者の見込みの増が理由の一つ、また保育料は保護者の所得状況により変わってきますが、その所得の算定の見込み額の増により今回増額で計上させていただいています。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料を終わります。

款14国庫支出金、款15道支出金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページを御覧ください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算額1億1,472万2,000円、前年度比較314万8,000円の減となりました。保険基盤安定負担金で40万4,000円の増となりましたが、児童手当負担金60万2,000円、障害者介護給付費等負担金296万7,000円それぞれ減額し、計上しております。

目2衛生費国庫負担金は、予算額2万2,000円、前年度比較4万4,000円の減で、児童保健事業費負担金を計上しております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算額1億1,325万9,000円、前年度比較7,057万6,000円の減となっています。新たに地域未来交付金1億599万3,000円を計上しましたが、

定住化促進団地整備事業補助金で1,937万8,000円の減額、前年度計上いたしました社会保障・税番号制度システム整備補助金279万1,000円、デジタル基盤改革支援補助金1,210万6,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金219万円、新しい地方経済・生活環境創生交付金1億4,154万8,000円は皆減となりました。

26ページを御覧ください。目2民生費国庫補助金は、予算額8,251万円、前年度比較293万円の減となっています。障害者地域生活支援事業費補助金50万1,000円、子ども・子育て支援交付金276万4,000円をそれぞれ増額し、地域診療情報連携推進費補助金54万2,000円、乳児等のための支援給付交付金60万8,000円は皆増となりましたが、子どものための教育・保育給付費交付金を722万4,000円の減により計上したことによるものでございます。

目3衛生費国庫補助金は、予算額352万3,000円、前年度比較27万円の増となっています。母子保健医療対策総合支援事業補助金(事業分)、妊婦のための支援給付交付金等を計上しています。

目4土木費国庫補助金は、予算額2,739万8,000円、前年度比較1,849万8,000円の増となっています。社会資本整備総合交付金を290万円減額し、計上いたしましたが、道路メンテナンス補助金2,139万8,000円は皆増となりました。

目5教育費国庫補助金は、予算額3,342万2,000円、前年度比較9,652万7,000円の減となっています。へき地児童生徒援助費補助金(スクールバス分)390万円、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金404万7,000円、幼稚園費補助金、学校施設環境改善交付金2,200万円は皆増となりましたが、前年度に計上いたしました小学校費補助金、ICT整備事業補助金630万7,000円、中学校費補助金、ICT整備事業補助金311万7,000円、学校給食施設整備事業補助金(共同調理場新增築分)100万7,000円、学校給食施設整備事業補助金(共同調理場改築分)9,961万4,000円、太陽光発電等導入事業補助金(共同調理場太陽光発電設備分)1,297万3,000円、社会体育施設整備費補助金341万円は皆減となりました。

27ページを御覧ください。目6農林水産業費国庫補助金は、予算額399万6,000円、前年度比較197万9,000円の減となっています。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で365万8,000円の増となりましたが、前年度計上いたしました同事業第3地区補助金564万4,000円は皆減となっています。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額15万4,000円、前年度比較1万2,000円の減となっています。自衛官募集事務委託金及び中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しています。

目2民生費委託金は、予算額122万5,000円、前年度比較4万4,000円の減となっています。国民年金事務委託金、年金生活者支援給付金支給業務事務委託金等を計上しています。

28ページを御覧ください。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算額5,571万1,000円、前年度比較23万3,000円の増となっています。障害者介護給付費等負担金を148万4,000円減額いたしましたが、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金を176万9,000円増額して計上しております。

目2衛生費道負担金は、予算額1万1,000円、前年度比較2万2,000円の減となっています。児童保健事業費負担金を計上しています。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算額2,130万7,000円、前年度比較3万1,000円の減となっています。森林環境保全整備事業補助金20万7,000円、地域づくり総合交付金38万2,000円それぞれ増額して計上しましたが、北海道移住支援金交付事業費補助金は62万円減額となっています。

29ページを御覧ください。目2民生費道補助金は、予算額4,945万3,000円、前年度比較355万7,000円の減となっています。障害者地域生活支援事業費補助金25万円、子ども・子育て支援交付金240万7,000円それぞれ増額いたしましたが、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金106万6,000円、子どものための教育・保育給付費交付金496万4,000円それぞれ減額したことが主な要因となっています。

30ページを御覧ください。目3衛生費道補助金は、予算額250万8,000円、前年度比較10万8,000円の減となっています。乳幼児医療費補助金、妊産婦安心出産支援事業費補助金等を計上しています。

目4農林水産業費道補助金は、予算額1億2,385万8,000円、前年度比較71万5,000円の減となっています。農地利用最適化交付金47万5,000円を増額いたしましたが、環境保全型農業直接支払交付金48万7,000円、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金81万2,000円それぞれ減額したことが主な要因となっております。

31ページを御覧ください。目5土木費道補助金は、予算額310万円で目の新設です。新たに住まいのゼロカーボン化推進事業補助金を計上しています。

目6教育費道補助金は、予算額312万1,000円で目の新設です。新たに地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金を計上しています。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額745万4,000円、前年度比較411万2,000円の減となっています。新たに道知事道議会議員選挙委託金158万円を計上いたしましたが、前年度計上いたしました国勢調査委託金217万9,000円、参議院議員選挙委託金381万3,000円が皆減となったことが主な要因となっています。

32ページを御覧ください。目2農林水産業費委託金は、予算額81万2,000円、前年度比較26万5,000円の増となっています。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等を計上しています。

目3商工費委託金は、予算額733万9,000円、前年度比較80万3,000円の増となっています。駐車公園管理委託金を78万7,000円の増により計上しています。

目4土木費委託金は、予算額9万4,000円、前年度比較1万5,000円の減となっています。建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款14国庫支出金、款15道支出金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これて款14国庫支出金、款15道支出金を終わります。
この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款16財産収入、款17寄附金、款18繰入金、款19繰越金、款20諸収入、款21村債に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33ページを御覧ください。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算額608万4,000円で、前年度比較43万7,000円の増となっています。土地、建物及び物品の貸付収入を計上しております。

目2利子及び配当金は、予算額1,395万6,000円で、前年度比較583万7,000円の増となっています。各基金の運用により生ずる利子を計上していますが、運用利率の上昇に伴い各基金の預金利子を増額により計上をしております。

34ページを御覧ください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、予算額2,382万3,000円で、前年度比較314万3,000円の増となっています。立木売払収入を115万7,000円減額いたしました。が、花園プラムタウンの分譲に伴う宅地分譲地売払収入を430万円増額して計上しております。

目2物品売払収入は、予算額306万1,000円で、前年度比較14万2,000円の減となっています。素材売払い事業に伴う収入等を計上しております。

35ページを御覧ください。款17項1目1寄附金は、予算額5億10万円で前年度と同額です。ふるさと納税等による寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金の収入を計上しております。

36ページを御覧ください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、予算額3億1,991万5,000円、前年度比較1億622万円の増となっています。財源不足額を補うために計上をしております。

目2減債基金繰入金、予算額1,167万5,000円、前年度比較27万2,000円の増となっています。令和6年度に臨時財政対策債償還基金費として普通交付税措置された減債基金に積み立てた額の2分の1及び令和7年度に臨時財政対策債償還基金費として普通交付税措置された減債基金に積み立てた額の4分の3に相当する額を臨時財政対策債の償還費の財源として繰り入れるものでございます。

目3協働のまちづくり基金繰入金は、予算額205万円、前年度比較25万円の減となってい

ます。協働活動経費の財源として計上しております。

目4村有林野基金繰入金は、予算額533万円、前年度比較306万3,000円の増となっております。村有林管理事務経費、村有林整備事業の財源として計上しております。

目5農業振興基金繰入金は、予算額477万8,000円、前年度比較120万8,000円の減となっております。新規就農者支援事業、農業振興補助金等、道営事業負担金の財源として計上しております。

目6福祉基金繰入金は、予算額61万9,000円、前年度比較1億9,992万3,000円の減となっております。高齢者在宅福祉サービス事業の財源として計上しております。前年度に福祉ホーム建設工事費の財源として2億円を計上したことから減額となっております。

目7こども夢基金繰入金は、予算額50万円で、こども夢基金事業の財源として前年度同額により計上しております。

目8公共施設等整備基金繰入金は、予算額2億9,700万円、前年度比較2億6,600万円の減となっております。庁舎改修事業、行政区会館改修事業、社会福祉センター改修事業、憩の家改修事業、福祉の里総合センター改修事業、ふるさと館改修事業、学校施設改修事業・小学校、学校施設改修事業・中学校、園舎改修事業、農村環境改善センター改修事業、コミュニティプール改修事業の財源として計上しております。前年度に学校給食センター改築事業の財源として3億6,900万円を計上したことから減額となっております。

目9寄付金管理基金繰入金は、予算額2億8,564万2,000円、前年度比較6,536万7,000円の増となっております。前年度にいただきました寄附金のうち寄付金管理基金に積み立てた分を全額繰り入れ、寄附された方が指定する事業の財源とするものでございます。

目10森林環境譲与税基金繰入金、予算額179万4,000円、前年度比較77万1,000円の減となっております。森林環境譲与税活用事業の財源として計上しております。

目11まち・ひと・しごと創生基金繰入金、予算額450万円で目の新設です。新たに更別スーパービレッジ構想推進事業の財源として計上しております。

ふるさと創生事業基金繰入金は、基金の廃止により目を廃止しています。

37ページを御覧ください。款19項1目1繰越金は、予算額5,000万円で、前年度同額により計上しております。

38ページを御覧ください。款20諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、予算額は前年度と同額の2万円で、村税延滞金を計上しております。

項2目1預金利子、予算額118万5,000円、前年度比較51万5,000円の増となっております。歳計現金の預金利子収入を計上しています。

項3貸付金元利収入、目1中小企業近代化資金預託金元利収入、予算額5,010万円、前年度比較5万円の増となっております。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入、予算額は前年度と同額の4,000円で、介護保険事務委託金を計上しています。

目2衛生費受託事業収入は、予算額816万2,000円、前年度比較50万3,000円の増となって

います。後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しております。

項5雑入、目1滞納処分費、予算額は前年度と同額の1,000円で、滞納処分収入を計上しております。

目2弁償金、予算額は前年度と同額の1,000円を計上しています。

目3違約金及び延納利息、予算額は前年度と同額の1,000円を計上しています。

39ページを御覧ください。目4納付金は、予算額99万7,000円で、前年度比較2万3,000円の減となっています。雇用保険料納付金を計上しています。

目5雑入は、予算額2,077万5,000円で、前年度比較1,983万円の減となっています。42ページを御覧ください。説明欄、福祉ホーム食料120万4,000円、国際交流事業参加料165万円を新たに計上いたしました。前年度計上いたしました日本環境協会補助金2,140万円が皆減となったことが主な要因となっています。

目6過年度収入、予算額は前年度と同額の1,000円を計上しています。

43ページを御覧ください。款21項1村債、目1緊急防災・減災事業債は、予算額1,020万円で、前年度比較630万円の減となっています。全国瞬時警報システム新型受信機導入事業、上更別消防会館改築事業の財源として計上をしております。

目2一般単独事業債は、予算額3,370万円で目の新設です。L G W A N無線環境構築事業の財源として新たにデジタル活用推進事業債を計上しております。

目3辺地対策事業債は、予算額4億2,540万円で、前年度比較6,360万円の減となっています。各辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき実施する橋りょう改修事業の財源として7,770万円、村道整備事業の財源として3億1,220万円、スクールバス購入事業の財源として3,550万円を計上しております。

目4過疎対策事業債は、予算額2億450万円で、前年度比較4億2,270万円の減となっています。道営事業（ハード）で2,160万円、更別農業高校生確保等支援事業で210万円、宅地分譲整備事業で1,460万円、乗合タクシー運行業務委託事業で200万円、十勝圏複合事務組合負担金事業で4,870万円それぞれ増額となりましたが、前年度計上いたしました消防設備整備事業1,120万円、学校給食センター改築事業5億円は皆減となりました。

なお、目1緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目2一般単独事業債は元利償還金の50%、目3辺地対策事業債は元利償還金の80%、目4過疎対策事業債は元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款16財産収入から款21村債までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款16財産収入から款21村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

次に、第2表、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 第2表、地方債について補足説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。起債の目的、緊急防災・減災事業債は、限度額1,020万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入、利率は年5.0%以内、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができることとするものでございます。一般単独事業債は限度額3,370万円、辺地対策事業債は限度額4億2,540万円、過疎対策事業債は限度額2億450万円、起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも緊急防災・減災事業債と同様でございます。

以上でございます。

○議 長 第2表、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2表、地方債を終わります。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和8年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の予算の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出からの説明とします。212ページお開きください。212ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額414万7,000円、前年度比較340万2,000円の減額です。説明欄(1)、総務一般事務経費は、節18負担金補助及び交付金、国保連合会負担金で前年度実施のガバメントクラウド移行、構築等の経費327万5,000円の減、前年度備品購入費で業務用パソコン経費43万7,000円の皆減などが主な要因となります。

目2連合会負担金は、予算額36万7,000円、前年度比較7,000円の減額です。

213ページを御覧ください。項2徴税費、目1賦課徴収費、予算額35万9,000円、前年度比較15万4,000円の増額で、主に節12、共同電算処理委託料、共通システム導入に伴いまして国保税納入通知書印刷等の業務委託料が主なものとなります。

項3目1運営協議会費、予算額33万円、前年度比較3,000円の増額です。

214ページを御覧ください。款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費は、予算額2億4,120万1,000円、前年度比較1,043万3,000円の増額で、過去3年間の医療費の給付実績などから推計しております。

目2 療養費、予算額126万4,000円、前年度比較21万5,000円の減額です。

目3 審査支払手数料は、予算額94万6,000円で前年度同額です。

項2 目1 高額療養費は、予算額2,520万円で前年度同額です。

目2 高額介護合算療養費は、予算額10万円で前年度と同額となります。

215ページを御覧ください。項3 目1 移送費は、予算額6万円で前年度と同額となります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、予算額450万円、前年度比較150万円の減額で、9件分を見込んでおります。

目2 支払手数料は、予算額2,000円、前年度比較1,000円の減額です。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、予算額15万円で前年度と同額となります。

217ページを御覧ください。款3 国民健康保険事業費納付金は、北海道が決定した納付金を納めるもので、前年度比較877万5,000円の減額です。

項1 目1 医療給付費は、予算額1億7,045万2,000円で、前年度比較1,195万6,000円の減額です。

項2 目1 後期高齢者支援金等は、予算額5,576万6,000円、前年度比較134万8,000円の減額です。

項3 目1 介護納付金は、予算額2,592万4,000円、前年度比較98万4,000円の減額です。

項4 目1 子ども子育て支援納付金は、令和8年度から新たに始まる子ども・子育て支援金制度への納付金で551万3,000円の皆増となります。

219ページを御覧ください。款4 項1 目1 共同事業拠出金は、予算額1,000円で、過年度精算分が発生した場合の科目存置として計上しております。

220ページを御覧ください。款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、予算額393万2,000円で、前年度比較50万6,000円の減額です。主な要因は、前年度備品購入費で業務用パソコン更新費用43万7,000円の皆減が主なものとなります。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、予算額847万円で、前年度比較32万4,000円の増額です。221ページを御覧ください。説明欄(3)、国保ヘルスアップ事業は、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防等を目的に取り組む事業でありまして、その財源は北海道保険給付費等交付金の保険者努力支援分及び特別調整交付金として交付されております。

目2 疾病予防費は、予算額48万5,000円、前年度比較3,000円の減額で、前期高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の負担金となります。

222ページ御覧ください。款6 項1 目1 基金積立金は、予算額23万9,000円で、前年度比較7万円の増額となります。

223ページを御覧ください。款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、予算額35万円で前年度同額です。

目2 一般被保険者還付加算金は、予算額1万円の前年度と同額となります。

項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金、予算額3,201万5,000円で、前年度比較89万1,000円の増額です。

項3 目1 過年度過誤納還付金は、予算額1,000円で前年度と同額となります。

225ページ、款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、予算額820万3,000円で、前年度比較26万1,000円の増額となります。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳出を終わります。

次に、事業勘定歳入についての補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、続きまして歳入の補足説明をさせていただきます。205ページ御覧ください。款1 項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、予算額2億252万7,000円、前年度比較258万3,000円の増額です。所得推計見込み等により計上しております。

206ページを御覧ください。款2 項1 目1 一部負担金は、予算額1,000円で前年度同額です。

207ページになりますが、款3 道支出金、項1 道負担金、目1 保険給付費等交付金は、予算額3億3,202万8,000円、前年度比較436万1,000円の増額です。節1 普通交付金は、前年度比較871万7,000円の増額で、歳出の款2 保険給付費と同額が交付されております。節2 特別交付金は、前年度比較435万6,000円の減額で、主に保険者努力支援分で61万4,000円の減、特別調整交付金で71万4,000円の増、2号交付金で461万5,000円の減、特定健康診査等負担金で15万9,000円の増額となります。

項2 目1 財政安定化基金交付金は、前年度と同額の1,000円となります。

208ページ御覧ください。款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、予算額23万9,000円で、前年度比較7万円の増額となります。

209ページを御覧ください。款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算額2,802万1,000円で、前年度比較380万8,000円の減額です。節1 保険基盤安定繰入金は、前年度比較75万1,000円の増額です。節2 出産育児一時金等繰入金は、前年度比較100万円の減額です。節4 その他一般会計繰入金は、前年度比較355万9,000円の減額で、前年度実施の業務用パソコンの更新経費、ガバメントクラウド移行、構築費等の経費などの減が主な要因となります。

項2 目1 基金繰入金は、予算額2,655万2,000円で、前年度比較548万9,000円の減額となります。

210ページを御覧ください。款6項1目1繰越金は、予算額10万円で前年度と同額となります。

211ページになりますが、款7諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、予算額5,000円で前年度と同額となります。

目2加算金は、予算額1,000円で前年度と同額となります。

項2目1雑入は、予算額51万1,000円で、前年度比較1万円の増額となります。

目2保険給付費等交付金は、予算額1,000円で前年度と同額となります。

以上で事業勘定歳入の補足説明とします。

○議 長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 205ページの目1一般被保険者国民健康保険税ということで説明欄の子ども子育て支援納付金分現年課税分ということで、新たな住民負担がここで出ているのかなと思うのですが、この部分についてもう少し詳しい補足説明いただきたいと思えます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ここで子ども子育て支援納付金というのが新たに令和8年度から始まります。こちらは、令和8年度から子ども・子育て支援金制度というのが新たに始まります。これは、医療保険から子ども・子育て支援に対して負担するというようなことで、国保もそうですし、被用者保険ですとか、後期高齢者ですとか、皆さんそれぞれの4月以降に納める保険料だとかに加わるということになります。国民健康保険につきましても今までのように医療分、それと後期高齢者分、介護分とありましたが、新たに子ども子育て支援納付金というようなものが始まるということで今回計上させていただいております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。新たに始まる住民負担ということなのですが、これの徴収方法というのはどのような形になるのか教えていただきたいと思えます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ここは国民健康保険税の部分ですので、今までも国民健康保険に関しては直接納付書をお送りして納めてもらってしまっていて、その内訳が今までは医療分、後期分、介護納付金分というようなことで3つの区分に分かれた合算した額を納付書として送らせていただいていたので、4月以降というか、実際賦課は8月でしたか、になりますが、そのときにはそれプラス子ども子育て支援納付金というのが新たに追加されて納付書が届くということになります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ありがとうございます。先ほどの歳出の関係で218ページでこの部分に関

わる支出があるのですけれども、これはどちらに支出されるものなのか、その辺も説明願いたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 子ども・子育て支援金制度が全国で運用される仕組みになっておりまして、まず実際に子ども・子育て支援の制度に係る経費については全国民の医療保険から集めるということですので、国民健康保険税から集めたものはこの納付金という形で審査支払い機関であります、恐らく今保険者が北海道になっていますので、北海道のほうに納めて、北海道から全国のほうに納めてそれぞれの給付に使うと。これは今までの後期高齢者とか介護納付金も同じで皆さんから集めた介護納付金ですとか後期高齢者分は一回集めて、それから各関係のほうに給付されるということですので、国保の方の介護分は、どこかに集まったやつはうちの介護保険事業のほうにまた回って回って戻ってくるというような形になると思います。ですので、収入としては国保会計に入りますけれども、納付金としては全国のほうに納めていくというような形になります。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 今の子ども子育て支援納付金、歳出に戻って恐縮なのですが、税で入る分のほかに一般財源からの、すみません、218ページ、歳出に戻って恐縮ですが、さらに一般財源から加えるような形になっているのですが、この辺りをご説明いただけますでしょうか。

○議 長 これは歳出の関連になってしまうのですが、特別に。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 この国保会計でいえば税に関しては一人ひとりの率は、全体の率は決まっていますので、一人ひとりの所得状況によって変わります。ですので、入ったお金を丸々というよりは、今度納付金に関してはあらかじめ別な計算方法がありまして、請求が来てしまうということなのです。ですので、国保の会計でいっても後期高齢者とか介護納付金も同じ額にはなっていないのです。今国保会計が広域で北海道一つになったということもありまして、実際はここでいう納付金のその金額相当を本来であれば国保税で納めるべきですけれども、それが令和12年までに統一保険料として今やっている途中ですので、今その金額に合わせて村も毎年のように国保の保険税率を上げていっている途中になります。ですので、この差額分については単純に今基金を入れているというような、ぴったり数字は、微妙なところはあるのですが、一応そういうような考え方で進んでおりますので、数字上は見た目は乖離があるようなのですが、将来的にはほぼ一致するような形になっていくのかなということで、それもあって今徐々に保険税を上げていっているような、この納付金に近づけているような、そんなような会計になっております。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出について補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳入歳出予算についての補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の238ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額3億1,821万5,000円で、前年度比較777万2,000円の増です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、施設機器の保守・管理・点検委託料などで前年度比較140万円の増となっています。清掃業務委託料において41万7,000円の増、239ページをお開きください。LED照明器具使用料において116万7,000円の皆増としています。なお、関連して254ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。説明欄(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで前年度比較2万5,000円の増となっています。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、前年度比較294万5,000円の増となっています。詳細につきましては、248ページから253ページの給与費明細書にお目通しをお願いいたします。240ページを御覧ください。説明欄(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、旅費、事務用消耗品費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料、消費税などで前年度比較256万1,000円の減となっています。主な増減としましては、パートタイム会計年度任用職員の減員による報酬、職員手当等で306万7,000円の減、キャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託者事務取扱手数料で36万円の皆増、241ページをお開きください。医療業務委託料において医師出向契約及びアドバイザー業務契約に基づく委託料で13万1,000円の増としています。説明欄(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、医療事務職員2名と看護補助員8名分の給料等に係る経費で、前年度比較507万2,000円の増となっています。給料で145万2,000円の増、職員手当等で124万3,000円の増、共済費で88万2,000円の増、242ページを御覧ください。一部事務組合負担金で149万5,000円の増としています。説明欄(6)、診療施設改修事業は、停電時に非常用発電機から供給される電気が使用可能なコンセントの数を増やすため非常用発電回路を改修する工事で89万1,000円の皆増としています。

目2車両管理費は、予算額18万5,000円で、前年度比較15万6,000円の減です。公用車の維持管理経費で、令和8年度は車検整備がないことから減となっています。

243ページをお開きください。款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算額757万5,000円で、前年度比較11万6,000円の減です。医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。

目2医薬品衛生材料費は、予算額1,570万円で、前年度比較190万円の増です。医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入経費で、带状疱疹ワクチンの購入経費を当初予算で新規に計上しております。

目3 医療管理費は、予算額1,331万6,000円で、前年度比較48万8,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料などで前年度比較45万1,000円の増となっています。244ページを御覧ください。医療廃棄物処理業務委託料において、ここ数年の実績から44万6,000円を増額しております。説明欄(2)、医療機器借上経費は、前年度比較3万7,000円の増です。在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費です。

目4 寝具費は、予算額76万4,000円で、前年度比較9,000円の増です。入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費です。

目5 医療用機械器具費は、予算額828万7,000円で、前年度比較749万5,000円の増です。医療用備品の購入費などの経費で、超音波画像診断装置1台、電動ベッド1台、リハビリ治療用マットなどの購入を予定しております。

項2 給食費、目1 給食費は、予算額259万1,000円で、前年度比較9万5,000円の増です。245ページをお開きください。入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。過去3か年の実績を勘案し、増額しています。

246ページを御覧ください。款3 公債費、項1 公債費、目1 元金は、予算額1,280万6,000円で、前年度比較384万1,000円の減です。説明欄(1)、長期債償還元金は、令和5年度に実施した増改修工事、平成28年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済となっています。減額の主な要因は、平成27年度及び令和元年度分の起債の償還が終了したことによるものです。

目2 利子は、予算額55万9,000円で、前年度比較1万9,000円の増です。長期債償還利子です。

なお、詳細につきましては255ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

247ページをお開きください。款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費につきましては、予算額30万円で前年度と同額でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 241ページ、款1 総務費、一般事務経費です。その中の委託料の医療業務委託料についてなのですが、1億1,381万2,000円ということで多額の予算が投じられているのですが、医療の質の担保はもちろん利用する住民の方、患者さんの満足度というところで通い続けたいという意欲が伴ってこなければいけないということで4人の医師の確保というところの評価というものをお願いしたいのですが、常時4名体制で医療確保していること自体は行政の甚大な尽力であるということを理解しているの

ですけれども、どうしても実態を見ると研修医であるということと短いサイクルで替わってしまうということで、住民の皆さんからはようやく持病の経緯を分かってもらって信頼関係を築けたのだけれども、また一からやり直さなければいけないというような声があると思うのですけれども、行政はこのことをどのように認識されているのかということと何か対策もあるかなというところも含めて質問したいのですけれども、どのように認識しているでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 村側といたしましては、まず医師の4名を確保したいということで家庭医療学センターのほうには話はしております。また、以前山田所長のもとで副所長という立場の方をお願いして1年いたのですけれども、今はいないということになっております。これにつきましては村長のほうからも家庭医療学センターのほうに対して副所長という立場の方を派遣していただきたいということで、そこはお願いはしているところです。議員なり村民の方から確かに所長以下研修医という立場で1年サイクルで替わるということに対していろいろなご意見はあるということは承知しております。なるべく長く更別に赴任していただいて医療を、村民の方の安心、安全につなげていきたいということで、そこは村側としても懸念は持っております、そこについては家庭医療学センターのほうと話はさせていただいているというところでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。努力されているということで理解したのですけれども、医療において継続性というのは質の根源ということで、村として医師の人数だけでなく一人の患者を継続して診る期間とか住民の信頼関係というものを評価指数に加えるべきではないかなというところが考えられるのですけれども、その辺の考えはどのように持っていらっしゃるのでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 おっしゃるように、医療の満足度、そういう村民の方の満足度ということについてはK P Iなり、そういったところで今後検討させていただきたいというふうには思っております。繰り返しになりますけれども、医療、村民の方の安心、安全をということで山田所長以下4名の医療体制というのをまず確保していきたいということもありますし、あと村民の方の満足度、そういったところにつきましてもK P Iなり等で検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 前向きな答弁ありがとうございます。住民が寂しがるようなことがないようにということで組織として医療の継続性というものを委託先に求めていただきたいと思えます。

続けて、この部分でなのですけれども、作業療法士と理学療法士、村では2人雇用して

いると思うのですけれども、過去に私が質問した経緯で作業療法士しかいないので、理学療法士もということで話を進めて理学療法士の先生も入れてもらうということになっているのですけれども、この中でさらに住民の満足度というところで直接的なケア、もむとか触れるという機会が足が遠のいているというふうに住民の満足度の中で不満というか、先生ちゃんと診てくれているのかなという不満の声が聞こえてくるのですけれども、この辺の信頼関係、住民にもう少し寄り添った手当てをしていただければ理学療法士の先生、作業療法士の先生を入れた意味がないというか、というところがあるのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 まず、介護リハビリの利用者の状況についてちょっとお話をさせていただきますが、月ごとの実人数の集計でございますけれども、1月末における前年度との比較で、まず令和6年度216人、令和7年度が165人で51人減の数字になってはございます。あと、訪問リハビリの利用人数、こちらが減少しまして、通所リハビリの人数が横ばいの傾向に今ございます。訪問リハビリの利用人数減少の主な要因は、令和6年7月から中札内村診療所でも訪問リハビリ、8月から通所リハビリのサービスが開始されましたので、更別の診療所を利用していました患者さんが数名移られたということで減少になってございます。リハビリの満足度という部分について現在そういった指標を持ち合わせていないということもございますけれども、今後先ほどの診療所の満足度のKPI、こちらと並行して何かそういった指標ができるようなものがないかという部分も検討して進めていければと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。KPIということも踏まえてということで、確かに利用者数、実施回数とか利用者のこれだけいるよという回数だけではなく、やっぱりどれだけ住民が納得して満足感を得られているかということが僕は重要だと思います。そして、継続してリハビリに通っているのだけれども、何かこれ切ってしまうのがどうかなというところで満足はしていないのだけれども、もう年も年だしちょっと続けていかなければいけない、何とかしたいという思いがあって通っている方って結構いらっしゃるのです。なので、そういったところを理学療法士さん、作業療法士さん、単なる指導ということではなくて、やはり触る、手技を入れていった中での信頼関係というものを構築してほしいと思います。それがやっぱり患者さんにとってやる気というところにつながっ

て、それが病院に通っていただいて患者さんが健康になっていくというふうなところで笑顔にもつながることだと思いますし、それが本来この更別村である診療所のあるべき姿だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 意見としてお伺いいたします。

ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳出を終わります。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、歳入の補足説明に移らさせていただきます。

229ページをお開きください。款1診療収入、項1入院収入は、予算額3,543万5,000円で、前年度比較431万5,000円の増です。コロナ禍以降の過去2年、令和5年度、6年度の実績を勘案して計上しています。

項2外来収入は、予算額1億3,478万9,000円で、前年度比較1,258万1,000円の減です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれコロナ禍以降の過去2年、令和5年度、6年度の実績を勘案して計上しております。

230ページをお開きください。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算額2,427万1,000円で、前年度比較157万4,000円の増です。健康診断等の各種診断料、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹等の各種予防接種診断料、75歳以上の方を対象とした住民健診料でございます。予防接種診断料において帯状疱疹ワクチン接種の収入を当初予算で新規に計上していることが増額の主な要因です。

231ページを御覧ください。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、予算額38万円で、前年度比較1万3,000円の減です。入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2手数料、目1手数料は、予算額6万円で、前年度比較4,000円の増です。説明欄、医療事務取扱手数料は、労災給付請求書取扱手数料です。

目2文書料は、予算額95万5,000円で前年度と同額です。各種文書料で介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

232ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算額379万5,000円で皆増しております。超音波画像診断装置購入に係る国庫補助金

として計上しています。

233ページを御覧ください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算額25万3,000円で前年度と同額です。医師住宅2棟の貸付収入です。

234ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、1億4,367万9,000円で、前年度比較1,193万7,000円の増です。説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は3,201万5,000円で、前年度比較89万1,000円の増です。説明欄、へき地診療所分は、診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金です。近年の入院日数の状況を踏まえ計上しています。

235ページを御覧ください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでおります。

236ページをお開きください。款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額86万6,000円で、前年度比較4万3,000円の増です。主には自費衛生材料等収入でございます。

237ページを御覧ください。款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算額370万円です。医療機器等整備事業で超音波画像診断装置購入分として計上しています。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 収入関係大変厳しい内容になっているということがうかがえるのですが、診療収入、まず前年対比で670万強の減、そして外来の関係の収入が1,200万ほど下がっているという形で、過去2か年の、新型コロナウイルス感染症流行後の2か年の実績を踏まえて積算したという話ですけれども、とりあえず外来収入の関係は何名ほどで見ているのか、その根拠というか、根拠数字あれば示していただきたいと思えます。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 外来収入の予算の積算でございますが、こちらが令和8年度予算については、こちら外来収入、国保収入と社保収入、後期高齢者の収入ということで大きく3つに分かれておまして、それぞれの項目で予算積算をしております。まず、国保収入については4,439人でございます。社保収入については5,108人の計算になります。最後に、後期高齢者ですけれども、5,559人の積算で計上しております。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。ちょっと確認だけさせてください。国保と社会保険と後期高齢者という形でございますけれども、とりあえずこれは別々、国保と後期高齢者別々という感覚でいいのか1つ確認させてください。よろしいですか。

それと、実質的にこれだけの人数を含めてということで、外来収入が減っているという

ことの中と診療収入が減っている中で、関連ありますので、実質的には一般会計からの補填金、これが逆に言えば234ページにございますように一般会計繰入金ということで1,190万、1,200万近くの持ち出しをしなければならないということでかなり厳しい状況がうかがえるというふうに思っております。大事だというのは、ちょっとまとめてしまいますけれども、質問してしまいますけれども、先ほど午前中も同僚議員が質問したように、まず医療体制の関係で今俗に言う4名体制プラス臨時が2名、それと理学、作業1名ずつということの体制の中で、これを維持するためのという部分も根底になればこういうような計画の中で一般持ち出しばかりが多くなってということでは改善策が見えないという形になってしまいますので、その点の今までの協議。

そして、加えてもう一点、同僚議員も言いましたように、これは要望というよりもきちっと、副村長から午前中に回答もありましたけれども、4名体制の常勤の中で3名がもう既に村外に移動してしまうと。今回の3月10日の国保診療所だよりも出ていたように、1年間で3人替わってしまうと。全部替わってしまう。では、替わるのであれば3月末までいらっしゃるのですかといえば、当然本州へ帰られる方もいる、いろんな方がいる。そうすると、移動期間があるので、3月中旬頃には、中旬、下旬にかけてもう全部移動してしまう。そしたら、3名動いてしまえば4名体制と言いながら3月の下旬にかけての空白期間が1週間もしくは2週間空いてしまう。では、山田先生1人でできるのかいという話になってしまう。がゆえに、副所長を置いて複数を見守ってくれるというか、ちゃんと後を診てくれる人がいないと、この空白期間埋めなさい埋めなさいといっても、外来収入も含めてという話、勘定も含めていうと、本当に言ったように信頼関係が、村民との信頼関係つくれるのですかという話になってしまうので、その点の、お願いとかなんとかでなくて、そのまず経過措置の中の打合せ、そして人員体制における再構築も含めてどう診療収入を増やしながらかつある程度維持するかというものが根底になれば、この計画というのは確かに過去の2年、3年を平均ベースとして見積りしました、見積りしました、それは分かるけれども、実際的には外来患者が減っているのは事実なのですよ、見ていると。だから、それも改善していかなければならない。様々なそれは努力もしなければならぬという部分。それと、やっぱり収入に見合うだけのものは確保できないかもしれないけれども、それにある程度収入と支出のバランスがこれ以上拡大しないためにどうしていくかという施策もなければ駄目なのです。その点の打合せしっかりしたのかどうかの確認。

それと、副所長については、これは議会として申し上げます。村民を代表して言います。副所長は必ず置いてください。置かないと駄目です。それは強く申し上げておきます。お願いしているだとか頼んでいるとかの話でないです。それは村が必要として、必要とするものであればやっぱり置くという形の協議をしないと駄目だと思います。その点の見解も含めて説明をお願いします。

○議 長 すみません。最初に保険の関係の答弁をお願いします。後期高齢者との違い。
岡田診療所事務長。

○診療所事務長 まず、1つ目のご質問ですけれども、国保と後期高齢者の予算につきましては全く別々で計算をしております。別にして計算をしております。

(何事か声あり)

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 今の診療所の先生の体制の話はまた後ほどになるのですけれども、診療所の経営改善という部分についてですが、まず経営改善には収益の最大化とコストの最適化、この両側面から取り組むことが重要だということにされております。収益の最大化の部分につきましては診療報酬の単価が大きく影響されます。2年ごとに実施される診療報酬の改定が本年6月になっております。各種加算の項目など精査して、算定漏れのないよう収益の確保に努めてまいります。また、待ち時間の短縮などが期待される予約システムの機能拡充ですとか、あと今年度から始まるキャッシュレス決済の導入、こちらを運用しながら患者数の増につながる取組を進めていきたいと思っております。

次に、コストの最適化という部分についてですけれども、こちらにつきましては医療機関という性質上、一律に各種コストを削減するという事はなかなか困難ではございますが、患者さんの負担にならない部分に関してはこれまで以上に節約を心がけて歳出抑制に努めることが必要と考えています。

一応経営改善の部分については以上でございます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 診療所の医師の体制につきましては、午前中答弁させていただいたとおりでございます。まず、医師4名の確保を大前提にさせていただいた上で少しでも長く来ていただくということをまずは考えております。

それと、副所長につきましては、当然議会の要望もありますし、村民からもそういう声のほうは届いておりましたので、そこにつきましては以前から家庭医療学センターに対してそういう要望といいますか、そういう申入れはしてきたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 回答ありがとうございます。心配しているのは、こういう国保診療という形の中でプラスになれない、数日前の報道にもありましたけれども、帯広市内の医院も赤字赤字で困っているということで、どれだけ財源を繰り入れていくかという、今そのせめぎ合いをしていると。室蘭市は、はっきり言ってもう撤退するという部分もあったりして、いよいよ医療機関の運営自体が厳しくなってきたというの私も重々承知しています。ただ、お医者さんがころころ替わるという部分が基本的に正しいのかという議論をまずしっかりしなければ駄目ではないかと思うのです。研修医という制度も必要かもしれないけれども、やっぱり信頼のおける、高齢者なんかは診療に来ると毎回替わる、毎年替わるというのでなくて、やっぱり数年間いてその患者に寄り添う形の診療というものもこれから必要になってくるし、それが村民の負託に応える診療体制ではないかなというふう

に思っていますので、その点の捉え方しっかりとまとめていただきたいということですね、大事なものは。

やはり外来収入という形、外来もなかなかどこまでできるのかという家庭医の限界もあるでしょうけれども、家庭医療という手法の中の限界もあるでしょうけれども、やっぱり重篤な方は全て帯広方面に走ってしまうという、これは現実にあることですので、そういう面では厚生病院に走ったり、協会病院に走ったりという方も結構いらっしゃるという部分。せっかく地元で診療所があるのであれば、ある程度そのフォローアップをできるような形も、体制づくりも含めて、再構築とは言わないけれども、そういう体制をつくっていかねば、持ち出しは持ち出しとして仕方ない部分はあるかもしれないけれども、これ言うておきますけれども、無限大に財政を投入してという話ではないということだけは深く思っています、重く受け止めていただきたい。がゆえに、医療体制も含めて私はどういう経過をして、家庭医療学センターとどういう経過になって、どういう話で令和8年度の経過になったのか、簡単でいいですので、その経過だけ説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 経過ということでありましてけれども、これは別に単年度、来年度の、8年度予算ということではなくて、その以前からまず医師の4名確保、そこを大前提の上に家庭医療学センター側とは話をしてきたところでございます。また、繰り返しになりますけれども、その中で山田先生はいろいろな役職もついてきてなかなか忙しいというところもありますので、そういったところで山田先生を担う形での副所長というポストの方、そういう方を要望してきたというところでございます。村側といたしましても村民の方の安心、安全を確保するために、まず医師4名の確保ということを大前提の中で、それと山田先生を担うような方、少しでも長くいていただけるような医師、そういったことで副所長というポストをお願いしてきた、そういうところは強く申入れはしてきたところでございます。以上です。

○議長 長 西山村長。

○村長 今副村長のほうからる説明させていただきました。先週の土曜日に岡田診療所事務長と一緒にいわゆる家庭医療学センターの卒業式に出席しました。フェローが、専攻医が2年間の研修、フェローは逆に独り立ちということで4年間の研修ということで、それぞれ今年の、更別からも診療所にいた方々も卒業、修了なされていました。ただ、地元に戻る方、自分の診療所に帰る方、あるいは今年もいらっしゃいましたけれども、本体の家庭医療学センターに就職をすると、その中でというような方もいますし、自治医科大学等の関係で道内のへき地を回られるという、総合診療医が必要とされていますので、いうようなところもありました。

安村議員さんのおっしゃるとおり、診療体制、医療体制についてはきちんと4名体制ということで掲げておりますし、そこは確立していかなければ駄目だというふうに考えてい

ます。副所長も前回せっかく来ていただいたのですけれども、なかなか思うようにいかなかったというところもあります。これは私の反省ですけれども、できればすぐに副所長というようなことでお話はしてあります。家庭医療学センターの状況としてもいわゆる研修生の受入れ、そしてそこから修了していく人たちが多くなってくると、これは各、上川町、それと中札内村、それと寿都町ですか、これに対して医療を提供、お医者さん、あるいは理学療法士、作業療法士を配置していけるという、看護師さんもその中で家庭医療学センターは配置していますので、そういうような形でやっていますけれども、その部分が今非常に注目をされているということでは皆さんご存じだと思うのですけれども、「19番目のカルテ」ということでテレビでも放映されましたけれども、総合診療医という形で総合診療、いわゆるかかりつけ医、家庭医です、これが国からも非常に大きく取り上げられてきたということでありまして、学会も、うちの草場理事長は学会のトップに立っていますし、山田先生等もその中で活躍はしておられますけれども、今そういうような形で、この間もエリア会議で厚労省、そして内閣府等々来て、道の保健福祉部長も来たときに、これからは北海道としてはやっぱり広域になっているし、中心になる旭川とか、帯広とか、そういうところの医療も大事だけれども、へき地というのですか、そういうところでやっぱり、小児科とかいろいろなもの、内科とかありますけれども、特定の診療に偏らない、そして何でも診てくれるというような形で、急性期は別ですけれども、慢性期等も含めた初診のそういうような拡充を目指すためにこれから北海道としても家庭医、総合診療医を増やしていくというようなことを今やっています、状況としては。

それで、そこに深く我々の村も関わっているわけですがけれども、今最大の問題点は、今道の私も理事をやっておりますけれども、6月にもまた厚労省に赴きますけれども、総合診療医が診療の看板として掲げるのに総合診療科という科目をなかなか挙げられないという状況があります。それは、厚労省とか医師会等といろいろ課題とか問題点があるというような形で、せっかくメジャーになってきているところ、注目も一定そういうふうな置かれているところ、なかなかそういうことはできないということで、道の理事会、あるいは北海道町村会としても田舎には総合診療医という看板をきちんと掲げることができるようにしようというようなことで今家庭医療学センターと協働して、道の町村会にも協力をお願いしてやっているところであります。そういった意味では総合診療医はいわゆる地方の町村での役割というのは大変大きくなっている。ところが、それに逆行するという形ではありませんけれども、依然として診療報酬が低いわけです。新型コロナウイルス感染症のときは新型コロナウイルス感染症の補助金が出ていたわけです。一斉にそれがなくなった。診療報酬はすごく期待しているのですけれども、6月には改定をされる予定になっております。だから、どこの自治体も根源的なところはそこではないかと。やっぱりきちんと診療に見合う診療報酬とか、あるいは地方の医療を守っていくために国からきちんとそういう補助を、あるいは助成をしなければ駄目なのではないかという、それを自治体任せにしているのはおかしいというような話がありました。

一方でそういうことがあって、ただ現実的には安村議員さんおっしゃったように、ほとんど診療所、公立病院は赤字です、私立も含めて。私も帯広の大きな病院の役員の中に入れていますが、やっぱり年々厳しい状況には変わりありません。だから、最新の機械に本当は替えたいのだと。ところが、なかなか外来の患者も減っているし、いろんな形で、診療報酬もなかなか上がらないということで、非常に医療関係については、人の命を守るところですから、そこで機械の更新ができないというふうになってくると、これはもう厳しいと。直し直ししながらやっているのが現状ですよというようなこともありますし、大概の診療所、病院施設は赤字経営になっているということで、これは我々としても、首長の間でもそうですし、議員さんたちもそうですし、立ち上がって何とかこのところを改善してくださいというような話がありました。

だから、そういう意味では医療体制、診療体制の確立、それといわゆる健全経営、それと自治体が持ち出しがないようにといっても本当にすごいことになっていますよね。だから、財調もそうですけれども、病院に対する繰入金で、もうあと4年、5年たったらにつきもさっちもいなくなるというのが現状です。だから、何としても維持をするということで、副村長が言いましたけれども、4人体制にする。さらには、私も念願しておりますから、安村さんと同じ気持ちですので、副所長を何とか、山田先生忙しいです。いろんなところに出て、やっぱり十勝、あるいは北海道の医療を牽引しています。だから、そのときにやっぱり副所長がどんと座ってくれば本当にありがたいですし、中札内のお医者さんもこちらに来てくれることもあるし、お互いさまで助け合うところもあるのですけれども、そういうような両面でしっかりやっていかなければいけないのかなというようなことを思っています。おっしゃっていることについてはそのとおりだと思いますので、安村議員さんご指摘のところをなるべく速やかに解決できるように村としても全面的に努力をしていきたい。

そして、良好な関係である家庭医療学センターともやっぱり協議を、年に2回協議をしていますので、各町村で実際の経営状況、そして家庭医療学センターの経営状況、そして来年度に向けてどのぐらいの予算規模でやるのかというのは会合しております。その中でそれぞれの自治体ごとにいろいろと報告をし合って、そして何とか健全な、あるいは赤字を減らすとか、繰入金を減らすような努力をお互いにしていきたいと思いますというようなことでやっていますので、ちょっともたついているように見えるかもしれませんが、本当に最大限の努力をして何とか懸案の事項については解決していきたいというふうに思っていますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 村長にまで答弁いただけるとは思わなかったもので、びっくりしましたけれども、決して医療機関がどうのこうのという、その根底的なものを私は批判するつもりは一つもありません。ただ、やっぱり継続するための方策と医療体制というものの抜本的

なものの課題がないのかということをもまず1点目に質問させていただきました。いわゆる医療体制、そして逆に言えば患者をどう診ていくのかという体制、先ほど説明言ったように、別物だと言いましたけれども、どちらかというとも3分の1、5,000人を超える後期高齢者、なかなか帯広も行けない、どちらかというとも地元優先的な診療を受ける方が多いということになれば、今の説明の中で計画の中で5,000人を超える人たちが高齢者だという形になれば、やっぱり地元利用という形をどう拡大していくかという部分だって、問題というよりもその対応をきちっと図るという必要もあるだろうし、村長も説明していただいたように診療体制の診療収入の関係も含めて経営も含めてという部分、それは重い課題だから、それはその時点で解決策を模索しなければならないということがあるだろうけれども、やっぱりこうやって高齢者が地元に戻ってきて、住むところもあって、そして医療体制もという形になったときに、やっぱりそれは体制的に、村長のいろんな説明を受けただけでも、私は懸念しているのは、逆に言えば1年で替わってしまう、3人も替わってしまう、もうほとんど替わってしまう。

村長から答弁いただいたように、山田所長はやっぱり多忙でほとんど、診療といっても1週間の中で何回しか、何回もという部分の割当ての中では診療時間を持っていないのです。そうすると、せっかく1年かけて信頼関係を築いたのに、高齢者5,000人、6,000人の人が来てくれているのに1年たったらもういないと。そして、パソコンの中にデータは残っているといっても全く分からない先生が来て診てしまう。中には、申し訳ないけれども、一回あったのですけれども、私が通院していてもよく分からなくて全然、パソコンばかり見て1時間も診療が進まなかったという実態も正直言っているのですよ。だから、それらを含めると副所長体制もそうだし、診療1年でいいのかという、それは家庭医療学センターの都合もあるかもしれないけれども、私たちは家庭医療学センターの都合のために運営しているのではないということです。村民のためにどうしていくかということが主体であって、それをやっぱりいかに解決策を見つけていくかというのは、これはもう行政の手腕です。それらのことをきちっとやっぱりやってもらわないと、これ1年で3人替わって、山田先生多忙だ。では、今回も7日に芽室へ行ったみたいですがけれども、講演会に行ったみたいですがけれども、行ったは行ったでいいのです、それは。だけれども、やっぱり地元の医療をきちっと、高齢者も含めて体制を確立しましょうとなればそれ相応の検討もしてもらわなければならないし、もっと村としての思いを家庭医療学センターとの協議の中で発していただかないと、これ本当に、副所長の関係もそうですけれども、必ず置くって約束していただきたいですよ、本当に。それでないと駄目です。全然分からないですもの。先生方は20日に行く人、18日に引っ越しする人、22日に引っ越しする人、もうぼろぼろ、ぼろぼろ行ってしまうから、そしたらその空白部分誰も埋めれないではないですか、逆に言えば。そういう面も含めて十分検討した中で実績が上がるような形での医療体制づくりということをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 意見として……

(何事か声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃることもう重々自覚しておりますので、やっぱり家庭医療学センターもかなり、私来たときは無医所になったときも一回ありましたので、そこから比べると、また周りの町村から見てもお医者さん4人体制でというようなところは非常に羨ましがられます。寿都もそうですけれども。でも、それはやっぱり今までの職員とか歴代の村長が、あるいは議員さんたちが必死になって頑張ってきたからこの体制が築けている。その中の途上の問題でもあると思いますし、今言われた課題は重く受け止めていますので、家庭医療学センターとしっかり連携を取って、もちろん村民が主人公ですから、その部分もしっかりわきまえながら、今後それらの課題についてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和8年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、後期高齢者医療事業の特別会計補足説明をいたします。

歳出、264ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額32万4,000円、前年度比較7万6,000円の減額です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額59万3,000円、前年度比較34万1,000円の増額で、主に節18負担金補助及び交付金35万2,000円の皆増で、こちらは共通システム導入に伴いまして保険料の当初賦課納入通知書印刷等業務に対する北海道自治体情報システム協議会負担金であります。

265ページになりますが、目2滞納処分費は、予算額8,000円で前年と同額となります。

266ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額7,964万2,000円、前年度比較1,414万4,000円の増額です。保険料収入額6,164万9,000円に保険基盤安定繰入金等1,448万7,000円及び共通事務費350万1,000円などを加えて後期高齢者広域連合に納付するものとなります。

267ページ御覧ください。款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円で前年度と同額となります。

268ページは、款4予備費、こちらにつきましては予算額50万円で前年と同額となります。

次に、歳入になります。260ページお開きください。歳入、260ページですけれども、ま

ず初めに後期高齢者医療保険料についてですけれども、保険料率は2年ごとに改定が行われておりまして、令和8年、9年度の保険料率は、医療分は均等割額は現行の5万2,953円から5万9,963円、7,010円の増額、所得割率は現行の11.79%から11.61%、0.18ポイントの減となります。また、新年度から新たに加わる子ども分については、均等割が1,364円、所得割は0.28%となります。なお、個別の保険料額につきましては被保険者本人の所得に基づき算定するため、前年の所得を確認した後に本年の6月から7月頃に個別にお知らせすることとなっております。

それでは、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1の特別徴収保険料は、予算額2,219万4,000円で、前年度比較520万7,000円の増額で、保険料につきましては北海道後期高齢者医療広域連合により提示されております保険料に基づきまして予算計上しております。

目2普通徴収保険料は、予算額3,945万6,000円で、前年度比較648万1,000円の増額となります。

261ページを御覧ください。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額1,941万3,000円、前年度比較272万1,000円の増額です。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものとなります。節2その他一般会計繰入金は、本年度の事務費及び後期高齢者医療広域連合の共通事務費分、それと予備費分を含めた492万6,000円を計上しております。

262ページ、款3繰越金は、前年度繰越金として予算額1,000円で前年と同額となります。

263ページを御覧ください。款4諸収入、予算額25万3,000円で前年度と同額となっております。保険料の延滞金ですとか還付金などを計上しております。

以上で後期高齢者医療事業の特別会計の補足説明を終わります。

○議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和8年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の補足説明を行います。

初めに、事業勘定の歳出からご説明いたします。284ページを御覧ください。284ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額253万7,000円で、前年比較178万5,000円の増額です。説明欄(1)、総務一般事務経費、節18の負担金補助及び交付金は、北海道自治体情報システム協議会負担金、こちらは介護保険システム改修経費で213万8,000円の皆増、それと前年度の備品購入費、業務用パソコン更新費用の43万7,000円は皆減が主なものとなります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額51万7,000円、前年度比較34万7,000円の増額で、共通システム導入に伴い、保険料の当初賦課納入通知書印刷等業務に対する北海道自治体情報システム協議会負担金32万9,000円が主なものとなります。

285ページを御覧ください。項3介護認定審査会費、目1認定調査費、予算額90万5,000円で、前年比較7万6,000円の増額です。

目2認定審査会共同設置負担金は、予算額353万円で、前年比較14万3,000円の増額です。

287ページを御覧ください。款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付費で、予算額3億2,700万1,000円、前年度比較558万円の減額です。給付実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案して予算計上しております。主なものは、節18負担金補助及び交付金、法定居宅サービス給付費は前年度比較394万8,000円の増、居宅介護支援給付費15万6,000円の増、法定施設サービス給付費225万6,000円の減、地域密着型居宅介護サービス給付費568万8,000円の減、地域密着型施設介護サービス給付費174万円の減が主なものとなります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方へのサービス給付費で、予算額1,013万6,000円、前年比較295万2,000円の減額です。主なものは、節18負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費、前年比較226万6,000円の減、地域密着型介護予防サービス給付費67万2,000円の減が主なものとなります。

288ページを御覧ください。項3目1高額介護サービス費は、予算額939万6,000円で、前年比較72万円の減です。

項4目1高額医療合算介護サービス費は、予算額110万1,000円、前年と同額となります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、予算額1,632万円、前年度比較70万8,000円の減額です。

289ページを御覧ください。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額746万5,000円で、前年度比較86万1,000円の減額です。

目2一般介護予防事業費は、予算額863万2,000円、前年度比較12万7,000円の増額となります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、相談支援事業の事務費で、予算額9万3,000円で、前年比較4万5,000円の増額となります。

290ページになりますが、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,960万2,000円で、前年度比較154万2,000円の増額で、地域包括支援センター職員の人件費となります。説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は社会福祉士の人件費、説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は介護福祉士の人件費、説明欄(3)、職員等人件費は保健師2名の人件費となります。

291ページになりますが、目3任意事業費は、予算額597万3,000円で、前年度比較18万7,000円の増額です。

292ページになりますが、目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額530万円、前年度比較28万円の増額です。節12委託料、在宅医療・介護連携推進事業委託料は中札内村と共同設置している在宅医療・介護連携コーディネーター業務の委託経費、節17備品購入費は在宅医療・介護連携の推進を図るための多職種連携情報共有システムでありますバイタルリンクを使用するためのタブレット端末の更新費用として計上しております。

目5 生活支援体制整備事業費は、予算額240万1,000円で、前年度比較13万6,000円の減額です。住民の支え合いの仕組みづくりを進めるための事業経費を計上しております。

目6 認知症総合支援事業費は、予算額95万7,000円、前年度比較40万7,000円の増額で、認知症について気軽に話し合う場である介護カフェ運営に係る経費、認知症研修会開催経費を計上しております。増額の主なものは、293ページ、節10の需用費の印刷製本費で、認知症ガイドブックの更新のための経費となります。

294ページになりますが、款4 基金積立金は、予算額9万3,000円で、前年度比較3万8,000円の増額となります。

295ページを御覧ください。款5 諸支出金、項1 目1 過年度過誤納還付金は10万1,000円で、前年度比較10万円の増額となります。

296ページ、款6 予備費につきましては、前年度同額の予算計上となります。

続きまして、歳入、275ページを御覧ください。275ページの歳入、款1 項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料は、予算額7,860万1,000円、前年度比較40万円の増額です。

276ページを御覧ください。款2 使用料及び手数料、予算額3万2,000円、前年度比較14万8,000円の減額で、シルバーハウジング生活援助員の派遣手数料となります。

277ページを御覧ください。款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、予算額6,786万3,000円で、前年度比較227万円の減額となります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、予算額1,820万円、前年度比較49万7,000円の減額で、両科目とも歳出の保険給付費の減によるものです。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額387万7,000円、前年度同額で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものです。

目3 地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額1,568万円、前年度比較71万6,000円の増額で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されております。

目4 保険者機能強化推進交付金は、予算額67万2,000円、前年度同額で、自立支援、重度化予防の取組に対して交付されております。

目5 介護保険保険者努力支援交付金は、予算額131万7,000円で前年度と同額となります。介護予防、軽減、悪化の防止に対する取組に対する交付金となります。

目6 事業費補助金は、予算現額106万8,000円、前年度比較106万8,000円の皆増となります。歳出、総務一般事務経費の介護保険システム改修経費への補助金となります。

278ページを御覧ください。款4項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額9,826万8,000円、前年度比較269万円の減額で、保険給付費の減によるものです。

目2地域支援事業交付金は、予算額418万7,000円、前年度同額で、歳出の款3地域支援事業費に交付されるものとなります。

279ページ、款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額5,042万4,000円、前年度比較96万5,000円の減額で、保険給付費の減によるものとなります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万9,000円、前年度同額で、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものです。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額784万1,000円、前年度比較35万9,000円の増額で、歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されるものとなります。

280ページ御覧ください。款6財産収入、予算額8万3,000円、前年度比較3万8,000円の増額で、介護保険事業基金積立金の利子となります。

281ページ御覧ください。281ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、予算額4,549万4,000円、前年度比較124万9,000円の減額です。これは、保険給付費の減によるものとなります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万8,000円、前年度と同額となります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、予算額784万3,000円、前年度比較35万9,000円の増額となります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額287万6,000円で、前年度比較3万4,000円の増額となります。

目5その他一般会計繰入金は、予算額1,014万円、前年度比較115万4,000円の増額で、節1の事務費対象分で128万3,000円の増額、節2その他一般会計繰入金で12万9,000円の減額となります。

項2目1基金繰入金は、予算額1,427万8,000円、前年度比較219万5,000円の減額で、予備費分と保険給付費及び事業費分の不足分として繰入れをするものです。

282ページ、款8繰越金は、前年度と同額となります。

283ページ、款9諸収入は、予算額43万8,000円で、前年度比較6,000円の増額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定の歳出になります。306ページ御覧ください。サービス事業勘定の歳出になります。306ページ、款1事業費、項1目1居宅介護サービス事業費は、予算額23万5,000円、前年度同額で、保健福祉課内に設置しております地域包括支援センターの事務費を計上しております。

目2介護予防サービス等事業費は、予算額188万7,000円、前年度比較26万5,000円の減額

となります。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1、2の介護予防サービス計画策定業務の一部を委託する経費となります。

次に、歳入になりますが、303ページを御覧ください。歳入、303ページになりますが、款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、予算額212万円で、前年度比較26万5,000円の減額です。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴い、国保連合会から交付されております。

304ページの款2繰越金、それから305ページの款3諸収入は、前年度と同額を計上しております。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス勘定予算の補足説明を終わります。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

この際、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和8年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和8年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和8年度更別村簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。1ページの第3条に定めるもので、事業の経営活動に伴い発生する収入とそれに対応する費用を計上しております。

3ページを御覧ください。収入でございます。款1簡易水道事業収益、項1営業収益の予算額は8,660万2,000円で、前年度比較166万7,000円の増です。

目1給水収益につきましては、過去の収入実績を勘案し、計上しております。

項2営業外収益の予算額は6,368万8,000円で、前年度比較447万4,000円の増です。

主なものとしまして、目3負担金につきましては、幕別町からの共同施設維持管理負担金及び基準繰入れである一般会計負担金で87万1,000円の増。

目4長期前受金戻入につきましては、前年度に取得した資産の増加により391万8,000円の増で計上したことによるものです。

4ページを御覧ください。支出でございます。款1簡易水道事業費用、項1営業費用の

予算額は1億7,946万9,000円で、前年度比較890万7,000円の増です。

目1 原水及び浄水費につきましては325万7,000円の減で、主なものとしまして節、負担金にて前年度に計上しました南札内浄水場の水源調査に係る負担金を減額したことなどによるものでございます。

目2 配水及び給水費につきましては、前年度比較399万3,000円の増で、主なものとしまして節、委託料にて隔年で実施します水道施設漏水調査委託料を計上したことなどによるものでございます。

5ページを御覧ください。目3 総係費につきましては143万7,000円の増で、主なものとしまして節、給料、節、手当などの人件費のほか、ページの一番下になります節、委託料において労務単価等の上昇により水道メーター点検業務委託料を増額で計上したことなどによるものでございます。

6ページを御覧ください。目4 減価償却費につきましては、前年度比較673万4,000円の増で、節、有形固定資産減価償却費にて花園プラムタウンの造成などにより資産が増加したことによるもののほか、節、無形固定資産減価償却費において前年度に整備しました水道台帳システムに係る減価償却費が皆増になったことによるものでございます。

項2 営業外費用の予算額は490万1,000円で、前年度比較19万2,000円の減です。

目1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては簡易水道事業債の利息の増、目2 消費税及び地方消費税につきましては納付見込額の減によるものです。

項3 予備費の予算額は100万円で、前年度と同額です。

続きまして、資本的収入及び支出についてです。7ページを御覧ください。1ページの第4条に定めるもので、主に事業を継続して維持するための建設改良費や企業債償還金などの費用と、その財源となります収入を計上しております。収入です。款1 簡易水道事業資本的収入、項1 補助金の予算額は1,090万円で、前年度比較92万5,000円の減です。

目1 国庫補助金は、花園プラムタウンの水道管新設工事に係る交付金となっております。

項2 負担金の予算額は2,092万4,000円で、前年度比較199万9,000円の増です。

目2 他会計負担金は、企業債の償還に伴う基準繰入れの増となっております。

項3 企業債の予算額は3,990万円、前年度比較2,910万円の減で、借入額の減によるものです。

項4 出資金の予算額は1,690万2,000円、前年度比較358万4,000円の減で、企業債の償還金に充当するものです。

8ページを御覧ください。支出です。款1 簡易水道事業資本的支出、項1 建設改良費の予算額は5,124万2,000円で、前年度比較3,524万7,000円の減となっております。

目1 水道施設費は、花園プラムタウン水道管新設工事や中札内村との共同施設であります南札内浄水場の水道施設監視通信システムの更新工事に係る負担金、南1線配水管の更新に係る実施設計委託料などとなっております。なお、建設事業の概要につきましては、令和8年度簡易水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照ください。

項2 企業債償還金は3,738万4,000円で、前年度比較363万7,000円の増。

項3 投資は43万2,000円、前年度比較22万1,000円の増で、十勝中部広域水道企業団、なかつかち浄水場の管理棟の耐震補強工事に対する出資金となっております。

なお、予算説明書といたしまして9ページから12ページは給与費明細書、13ページは地方債に関する調書、14ページからはキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、20ページは注記表となっておりますので、ご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。3ページを御覧ください。収入です。款1 下水道等事業収益、項1 営業収益の予算額は9,336万8,000円で、前年度比較78万2,000円の増です。主な要因としまして、目2 他会計負担金において企業債償還金の増により基準繰入額が増となったことによるものです。

項2 営業外収益の予算額は7,424万8,000円で、前年度比較976万円の増です。

主なものとしまして、目2 他会計補助金につきましては処理場費や総係費などの増による一般会計からの繰入金金の増、目5 消費税及び地方消費税還付金につきましては処理場費や建設改良費などの増により還付見込額が増となったことによるものです。

4ページを御覧ください。支出でございます。款1 下水道等事業費用、項1 営業費用の予算額は2億248万1,000円で、前年度比較1,093万3,000円の増です。

目1 管渠費につきましては34万5,000円の増で、修繕費の増額などによるものです。

目2 処理場費につきましては556万2,000円の増です。主な要因としまして節、委託料のうち、更別浄化センター及び個別排水処理施設などの維持管理委託料において労務単価等の上昇などにより545万8,000円の増額で計上したことによるものです。

5ページを御覧ください。目3 総係費につきましては264万8,000円の増で、主なものとしまして節、給料の増のほか、6ページを御覧ください。節、委託料のうち、前年度は台帳システムの更新に伴い未計上としておりました下水道及び個別排水処理施設の台帳作成業務委託料を皆増、節、負担金のうち、個別排水処理事業に対応するための上下水道管理システム改修に係る北海道自治体情報システム協議会の負担金80万2,000円の皆増などに

よるものでございます。

7ページを御覧ください。目4減価償却費につきましては、節、有形固定資産減価償却費において花園プラムタウンの造成などにより資産が増加したことによるもののほか、節、無形固定資産減価償却費において前年度に整備しました下水道などの台帳システムに係る減価償却費が皆増となったことによるものです。

項2営業外費用の予算額は548万8,000円、前年度比較25万7,000円の減で、企業債利息の減によるものです。

項3予備費の予算額は100万円で、前年度と同額です。

続きまして、資本的収入及び支出についてです。8ページを御覧ください。収入です。款1下水道等事業資本的収入、項1補助金の予算額は4,009万4,000円、前年度比較2,437万3,000円の増で、花園プラムタウン下水道管渠新設工事や更別浄化センター更新工事に係る交付金となっております。

項2負担金の予算額は531万7,000円、前年度比較7万7,000円の増です。

項3企業債の予算額は7,290万円、前年度比較1,850万円の増で、建設改良費の財源としての借入れによるものです。

項4出資金の予算額は6,743万円、前年度比較254万3,000円の減で、建設改良費や企業債償還金に充当するものです。

9ページを御覧ください。支出です。款1下水道等事業資本的支出、項1建設改良費の予算額は1億3,082万7,000円で、前年度比較3,850万1,000円の増です。

目1建設改良費等につきましては、花園プラムタウンの下水道管渠新設工事や更別浄化センターの更新工事、個別排水処理施設建設工事などとなっております。なお、事業の概要につきましては、令和8年度公共下水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照ください。

目2企業債償還金の予算額は5,511万円で、前年度比較149万1,000円の増となっております。

なお、予算説明書といたしまして、10ページから13ページは給与費明細書、14ページは債務負担行為に関する調書、15ページは地方債に関する調書、16ページからはキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、22ページからは注記表となっておりますので、ご参照ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。
質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第42号 令和8年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 令和8年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 令和8年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和8年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和8年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和8年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議 長 日程第8、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 それでは、村政に関する一般質問、村政執行方針への一般質問をさせていただきます。

先日の村政執行方針で、知恵を出し合うまちづくりの部分で青年、男女共同参画関連で男女共同参画計画について策定に向け議論を進めますという言及がなされています。昨年の村政執行方針ではこの項では更別村結婚新生活支援事業が触れられていただけなので、新たな方針が示されたわけです。ちょうど1年前の3月の一般質問でこの男女共同参画基本計画が十勝の自治体のほとんどで既に策定済みであるということ指摘して、本村での

策定についてお伺いいたしました。このときは策定に向け議論を始めたいという答弁をいただきました。このことが今回の村政執行方針に反映されたわけですが、昨年3月の答弁から1年を経過して策定に向けた議論がこれまでどのように進捗してきたか見えないので、改めて質問させていただきます。

男女共同参画という表現は比較的新しいものですが、その考えは昨日、今日に始まったことでなく、戦前の言葉では婦人解放、女権拡張というような言葉で、戦後は男女平等という言葉で常に問題とされて議論されてきたことです。80年前、1946年の4月、終戦直後、第22回衆議院議員総選挙で初めて女性が選挙権、被選挙権を得て、さらにその翌年、1947年5月に施行された日本国憲法では14条に法の下での平等、その中に性別によって差別されないとうたっております。しかし、現実には長い間実態は平等とは言えないものであったことは現在60代以上の世代の方は経験としてご存じのとおりです。それから約40年を経た1986年に男女雇用機会均等法が制定、施行されました。こういった法律が施行されなくてはいけなかったということが、やはり平等が憲法の条文だけの言わば絵に描いた餅に近かったということを示しているのでしょう。雇用機会均等法だけでは平等な社会参加を実現するのに十分ではなかったという現実があり、それで1999年6月15日に今言っている基本計画の法的根拠となる男女共同参画社会基本法が成立して6月23日に交付、施行されています。この法律の第14条で男女共同参画基本計画の策定は、都道府県においては義務、市町村においては努力義務となりました。市町村レベルでの策定はなかなか進みませんでした。それから四半世紀を経て大多数の自治体が計画策定済みとなりました。このように歴史を見ていけば平塚らいてうや市川房枝らが1920年に設立した新婦人協会から1世紀以上の時間を経て、歴史の狭く重い扉を押し開けようとする多くの人の努力があって我々はこのように立っているということが分かります。

村政執行方針に戻りますと、一般質問から1年間の検討の後がちょっとよく分かりません。今後の日程についても言及されていません。これではまるで村長が歴史の扉の向こう側に立って押さえているみたいに、そういう印象を与えてしまう。それでは大変不本意でありましょうから、ここで具体的な進め方、予定しているスケジュールについてご答弁いただければと思ってあえて一般質問させていただきました。来年4月には任期満了になりますので、それであればそれまでに策定する、あるいはそれまでに素案を発表してパブリックコメントを得るなどといった具体的、積極的なご答弁を期待しております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの、執行方針にありました男女共同参画基本計画の策定につきましてのご質問にお答えをしたいと思います。

この件につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、昨年第1回議会定例会におきまして斎藤議員さんから男女共同参画基本計画についてのご質問をいただきました。男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するた

め、男女共同参画社会の形成に関し地方公共団体に求められる役割はますます大きくなっていくことと思われまます。このことから、斎藤議員さんのご質問に、本村における男女共同参画社会を実現するための意識改革や家庭生活、職場、地域活動における男女共同参画の促進、男女が安心して暮らせる環境づくりの推進など、本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について検討し、男女共同参画計画の策定に向け議論を始めたと考えていますというふうに答弁をさせていただきました。

その後、男女共同参画に関する業務を所管する総務課におきまして男女共同参画計画の策定に向け道内自治体の事例などを調査、工程やスケジュールの作成等の作業を進めてまいりました。令和8年度中の計画策定を目標に、年明けには計画の素案作成に着手する予定でありましたが、急遽衆議院議員の解散に伴い総選挙が執行されたことから、選挙管理委員会の事務局を担当する総務課では選挙事務に従事することを優先せざるを得なかったのであります。また、さらに男女共同参画に関して申しますと、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により策定が義務づけられている特定事業主行動計画の計画期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、新たな特定事業主行動計画の策定を優先させましたことから、男女共同参画計画策定の具体的な作業は中断をしております。大変申し訳ありません。速やかに作業を再開し、令和8年度中に計画を作成したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 大変前向きな答弁ありがとうございます。これ以上質問することそれほどないのですが、策定の手順としては、例えば幕別町は昨年策定していますが、一昨年に男女共同参画審議会を設置して、そこでの議論を経てパブリックコメントを経てというような手順を踏んでおります。それで、昨年計画策定後には6月23日から男女共同参画週間として、この基本法の施行の日からの1週間ということですが、そのときにパネル展を開催していると。役場内部でいかにすばらしいものをつくっても、それで広報に載せても、それがどれだけ実効性を持つかと、みんなに意識されるかというのはまた別の問題です。例えば委員会で議論するとか、何かこういった、幕別町が一つの例になりますが、村として施策をするというのはそういったことも併せて、せっかく計画を策定するならば考えてもいいのではないかと思うのですが、その点について1つだけお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今斎藤議員おっしゃったように、幕別町の事例はもとより、隣の中札内村、今日十勝毎日新聞に記事が出ておりますけれども、かなり進んでいるお手本があります。だから、そういう近隣町村の調査を含めて、また策定の手法、審議会、あるいは委員会等組織して、その中で村民の皆さんの意見を吸い上げると、あるいは素案ができてからは、これはパブリックコメントとか、しっかりそういうものをしながら、検証しながら策定を、本当に遅れていて大変申し訳なく思いますし、南部では大樹、広尾等々と私のところはな

かなか進んでいないというような状況のご指摘も去年は伺っておりますので、先ほど明言させていただきましたように速やかに着手をして皆さんにご提示をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 斎藤さん。

○3番斎藤議員 それでは、大変前向きな答弁をいただきまして、今年度中の策定に向かわれるということですので、これで私の質問は終了します。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第9 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第9、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会からシルバーハウジングの入居状況と利用の在り方について、産業文教常任委員会並びに総務厚生常任委員会から更別スーパービレッジ構想推進事業の進捗状況と今後の方向性について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和8年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時10分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8年 3月17日

更別村議会議長

同 議員

同 議員